



いわき総合
法律事務所
ニュース

春告鳥



発行

2015・8・1
第2号



暑中お見舞い申し上げます

厳しい暑さが続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。
新事務所を開設してから早や4か月が過ぎました。

この8月、日本は戦後70年を迎えます。70年というのは、戦争の体験や記憶のある人たちが70歳代後半から90代になっていることを意味します。

痛苦の経験を経て得た日本国憲法と戦後民主主義は、私たち戦後世代にきちんと承継されているのでしょうか。まさに、そのことが問われる状況がここ数年続いています。「集団的自衛権」の名のもとに自衛隊が地球の裏側にまで行き、他国を守るために戦争に加担できるようにするという、明らかに憲法9条に違反するのがその筆頭です。まさに私たち国民自身が、日本国憲法12条の「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」という責務を果たすことができるのか問われています。

「あのときが、再び戦争をする国になる転換点だった」と後世に言うことがないよう、私たちがやれることをやっけていこうではありませんか。 (岩城 穰)

2015年8月

岩手県花巻市にある宮沢賢治童話村の「セロ弾きのゴーシュ」オブジェ (撮影者 岩城 穰)



いわき総合法律事務所

所長 弁護士 岩城 穰
弁護士 稗田 隆史
事務局 大谷ちひろ
事務局 岩城 啓子
事務局 岩城 陽

お盆休みのお知らせ
8月13日(木)～
8月16日(日)